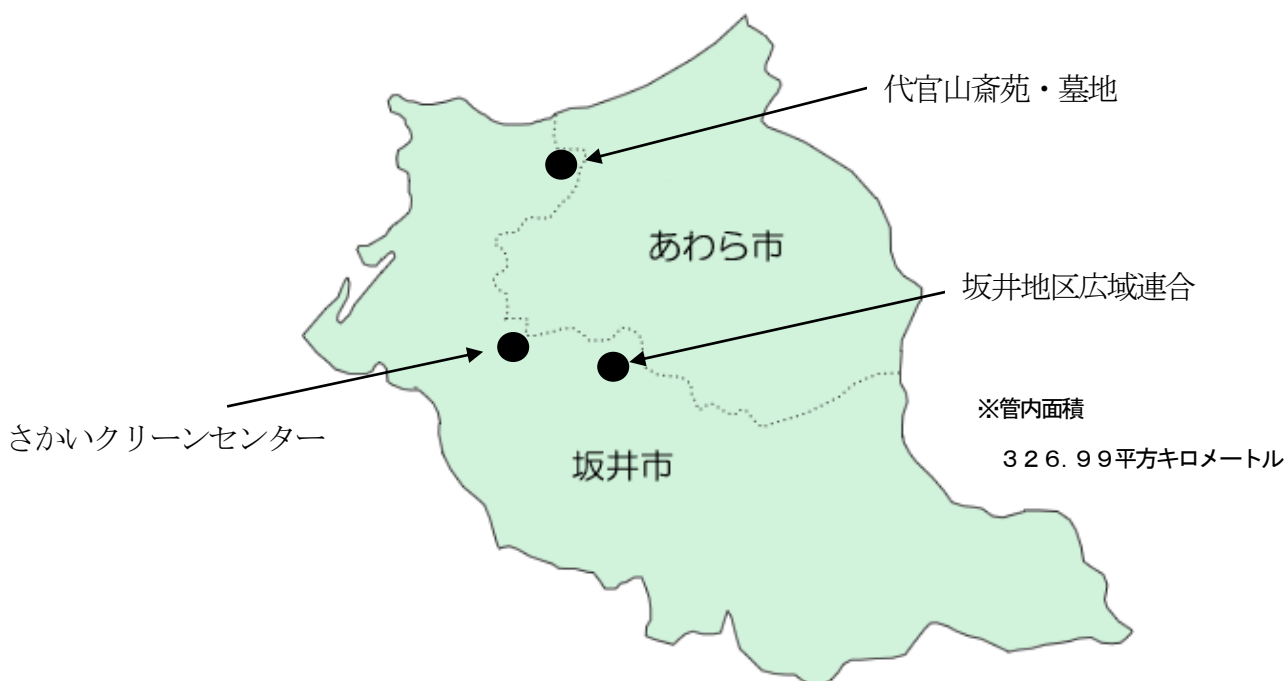


坂井地区広域連合の概要

R4. 4. 27

坂井地区広域連合 総務課

- 1 名称 坂井地区広域連合
- 2 構成団体 あわら市・坂井市
- 3 事務所 坂井市坂井町上兵庫40-15



- 4 設立日 平成12年2月1日

5 経 緯

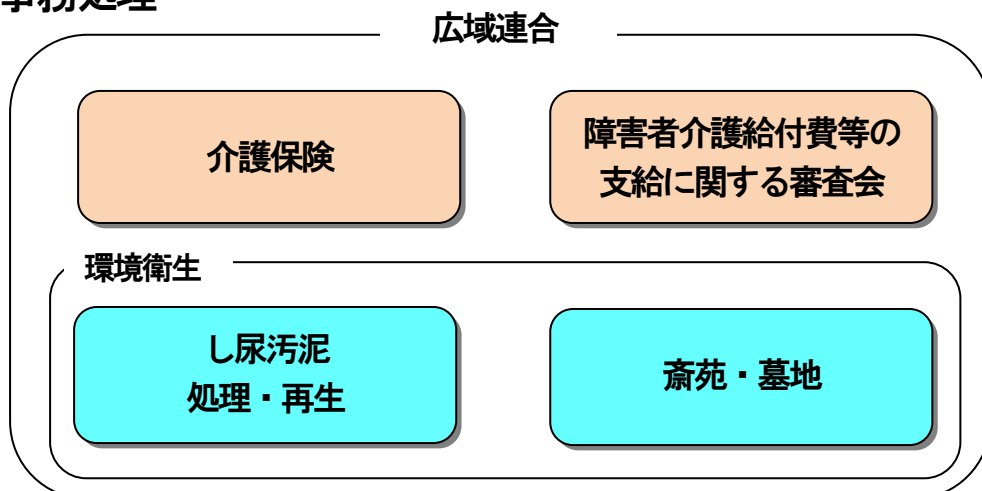
平成10年10月		坂井郡内各町で介護保険モデル事業実施
平成11年	7月 1日	坂井郡介護認定審査会設置
	8月 2日	坂井郡6町が広域連合設立について合意
	8月 9日	坂井郡広域連合設立準備室設置
	9月 上旬	各町議会において広域連合について説明実施
	9月20日	介護認定申請の受付
	10月 1日	広域連合設立準備室へ各町より職員派遣
	12月	各町議会において広域連合規約の議決
	12月27日	県知事へ広域連合設置申請
平成12年	2月 1日	坂井郡介護保険広域連合設置許可 広域連合長の選挙
	4月 1日	介護保険制度スタート
平成16年	3月 1日	芦原町、金津町の合併によりあわら市誕生
平成18年	3月20日	三国町、丸岡町、春江町、坂井町の合併により坂井市誕生 坂井地区介護保険広域連合に名称変更
平成20年	5月	2市共同で「坂井地区共同処理事務の合理化に関する研究会」を設置
平成22年	12月24日	2市議会共同で「坂井地区共同処理事務の合理化検討議員協議会」を設置
平成23年	12月	2市において広域連合規約変更の議決
平成24年	4月 1日	三国あわら斎苑組合・坂井地区環境衛生組合・坂井地区水道用水事務組合を統合（3月31日に解散）し「坂井地区広域連合」に名称変更（坂井地区障害者介護給付費等の支給に関する審査会も統合）

現在に至る

6 管内統計（R4.3.31現在）

(1) 人口	116,649人
〔あわら市27,084人、坂井市89,565人〕	
(2) 世帯数	42,737世帯
〔あわら市10,228世帯、坂井市32,509世帯〕	
(3) 高齢者人口（65歳以上）	35,294人
〔あわら市9,327人、坂井市25,967人〕	
(4) 後期高齢者（75歳以上）	17,832人
〔あわら市4,699人、坂井市13,133人〕	
(5) 高齢化率 [(3) / (1)]	30.26%
〔あわら市34.44%、坂井市28.99%〕	

7 事務処理



介護保険

- ① 介護認定審査に関すること
- ② 介護保険料の賦課徴収に関すること
- ③ 被保険者資格管理に関すること
- ④ 要介護認定、要支援認定、更新等に関すること
- ⑤ 保険給付の事務に関すること
- ⑥ 介護保険事業計画の策定並びに推進に関すること
- ⑦ 介護保険制度の施行に関すること

障害者介護給付費等の支給に関する審査

- ① 障害者介護給付費等の支給に関する審査会に関すること

し尿汚泥処理・再生

- ① し尿汚泥処理施設の設置、管理及び運営に関すること
- ② し尿及び浄化槽汚泥処理計画の策定に関すること
- ③ し尿及び浄化槽清掃の許可に関すること
- ④ 汚泥発酵肥料の生産、販売に関すること

斎苑・墓地

- ① 斎苑（火葬場）の設置、管理運営に関すること
- ② 墓地の設置、管理及び運営に関すること
- ③ 霊柩車運送業に関すること

※ 他に水道水の供給事業の連絡調整に関すること

8 広域化の目的

- (1) 介護保険料の統一
- (2) 訪問調査の適正化
- (3) 介護サービスの平準化
- (4) 介護認定審査会における審査判定の公平、公正化
- (5) 介護サービス基盤の効果的、効率的、広域的な整備
- (6) 介護保険制度に関する統一した事務処理
- (7) 共同処理事務の効率化と合理化

9 組 織

(1) 議会

- ① 議員定数 18人（あわら市 7人、坂井市 11人）
- ② 選挙 構成市議会の議員の内から、関係市の議会において選挙
- ③ 任期 構成市議会の議員の任期
- ④ 委員会 議会運営委員会 5人（あわら市 2人、坂井市 3人）
- ⑤ 定例会 年2回（2月、8月）
- ⑥ 会議日程 提案理由説明、質疑
一般質問、討論、採決

(2) 執行機関

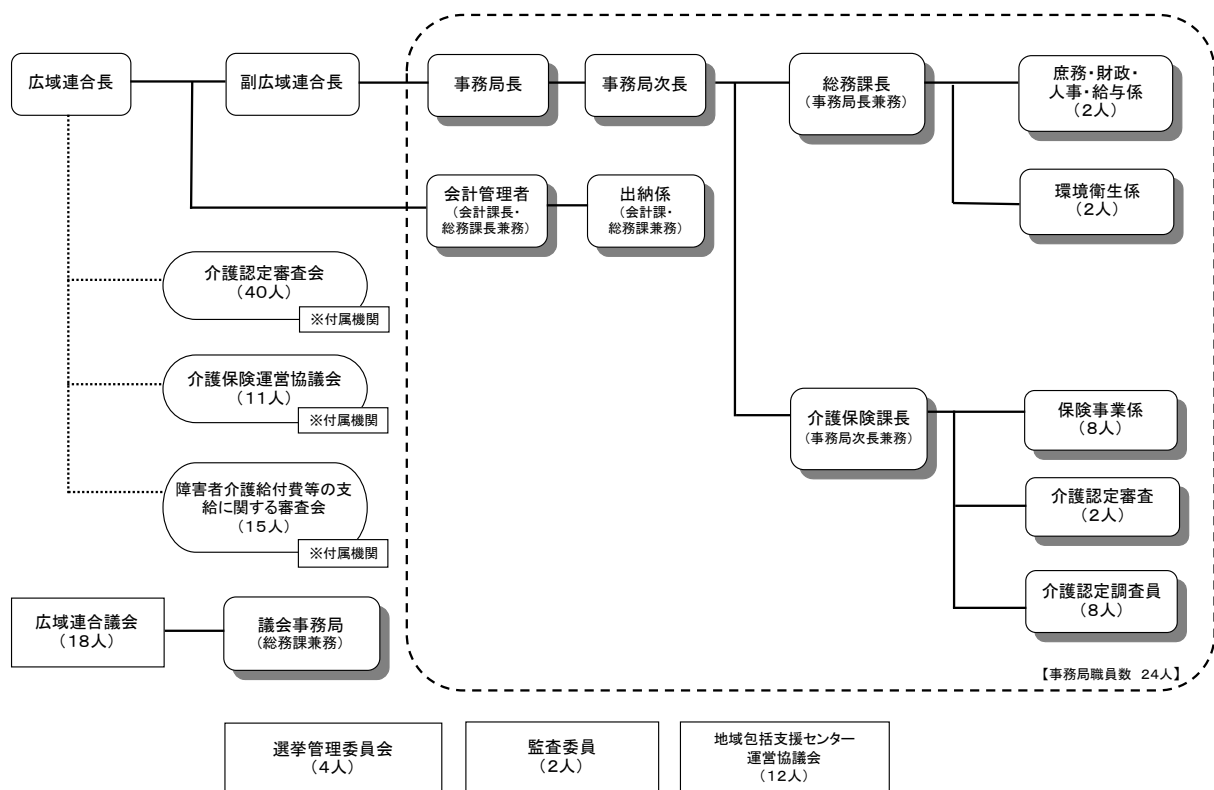
- ① 組織 広域連合長、副広域連合長
広域連合長 坂井市長 池田 禎孝
副広域連合長 あわら市長 森 之嗣
- ② 選任 広域連合長—関係市の長の内から関係市の長の投票により選挙
副広域連合長—広域連合長以外の構成市の長

(3) 事務局体制

- ① 職員数 24人（R4.4.1現在）
 - ・派遣職員 6人（あわら市2人、坂井市4人）
 - ・プロパー職員 18人

【内訳】	一般行政職	9人（調査兼務3人含む）
	認定事務員	1人
	認定調査員	5人
	再任用	3人

- ② 組織 総務課（兼会計課） 5人
介護保険課 19人



10 財 政

(1) 予算（令和4年度当初）

①一般会計

【単位：千円】

歳 入 (款)	予算額
分担金及び負担金	354,735
使用料及び手数料	19,663
国庫支出金	120,233
県支出金	60,116
財産収入	2,786
繰入金	70,792
繰越金	1
諸収入	699
合 計	629,025

歳 出 (款)	予算額
議会費	555
総務費	48,926
民生費	312,259
衛生費	264,982
基金積立金	1,803
予備費	500
合 計	629,025

②介護保険特別会計

【単位：千円】

歳入(款)	予算額
保険料	2,689,084
分担金負担金	1,656,889
使用料及び手数料	200
国庫支出金	2,568,537
支払基金交付金	3,087,146
県支出金	1,691,856
財産収入	2
寄付金	1
繰入金	180,315
繰越金	1
諸収入	3,200
合計	11,877,231

歳出(款)	予算額
総務費	289,966
保険給付費	11,096,993
地域支援事業費	413,356
基金積立金	2
諸支出金	75,414
予備費	1,500
合計	11,877,231

③墓地特別会計

【単位：千円】

歳入(款)	予算額
使用料及び手数料	2,318
財産収入	2
繰越金	1
諸収入	2
合計	2,323

歳出(款)	予算額
墓地事業費	2,321
諸支出金	2
合計	2,323

(2) 構成市負担金

①負担割合 (R4.4.1~)

処理事務	経 費	負担割合
広域連合の運営に関する事務	共通経費	均等割 100 分の 10 人口割 100 分の 90
介護保険に関する事務	介護認定審査会運営経費	均等割 100 分の 10 人口割 100 分の 90
	介護保険給付に要する経費	給付費割 100 分の 100
	地域支援事業費 (構成市委託料以外)	均等割 100 分の 10 高齢者人口割 100 分の 90
	地域支援事業費 (構成市委託料)	実績割 100 分の 100
	介護福祉推進基金積立経費	実績割 100 分の 100
	介護保険管理経費	均等割 100 分の 10 高齢者人口割 100 分の 90
障害支援区分審査会に関する事務	障害支援区分認定審査会 運営経費	均等割 100 分の 10 審査件数割 100 分の 90
斎苑に関する事務	斎苑等運営経費	均等割 100 分の 10 火葬件数割 100 分の 90
一般廃棄物(し尿及び 浄化槽汚泥)の処理に 関する事務	投資的経費	均等割 100 分の 10 下水道未整備人口割 100 分の 90
	し尿及び浄化槽汚泥処理 経費	均等割 100 分の 10 投入量割 100 分の 90
水道用水に関する事務	水道用水の供給事業の 連絡調整に要する経費	均等割 100 分の 10 人口割 100 分の 90

②負担金 [令和4年度当初予算]

【単位：千円】

経 費	あわら市	坂井市	計
共通経費	11,933	37,335	49,268
介護保険事業経費	438,042	1,218,847	1,656,889
障害支援区分認定審査会経費	263	734	997
低所得者保険料軽減経費	6,209	16,036	22,245
斎苑経費	46,268	38,002	84,270
一般廃棄物(し尿・汚泥)経費	50,288	109,791	160,079
重層的支援体制整備事業経費	0	37,876	37,876
合 計	553,003	1,458,621	2,011,624

1.1 し尿汚泥処理 及び 斎苑・墓地

処 理 施 設 の 概 要	
施設の名称 (施設整備事業名)	さかいクリーンセンター (坂井地区汚泥再生処理センター整備・運営事業)
施設の位置	福井県坂井市坂井町今井1の1
施設建設着工 (施設整備事業着工)	平成21年12月 (設計着手・平成21年5月、施工着手・平成21年12月)
施設竣工	平成23年3月31日
業務開始	平成23年4月1日
建設費	1,218,000,000円
敷地面積	23,600㎡ (内メガソーラー発電所 18,116㎡)
処理方式	高負荷脱窒素処理方式(膜処理)＋下水道放流
臭気処理方式	汚泥スクラバー方式、生物脱臭方式、薬液洗浄方式 活性炭吸着方式を適切に組み合わせて脱臭を行う
公称処理能力	41kℓ/日 (し尿8kℓ/日、浄化槽汚泥33kℓ/日)
施設の設計・施工・監理	設計・施工：三井造船環境エンジニアリング(株) 設計施工監理：日本上下水道設計(株)
運転管理体制	PFⅠ法に則ったDBO方式により令和8年3月31日 までの15年間の維持管理・運営を特別目的会社アクア ペックスさかい(株)に委託
最終放流先	坂井市公共下水道
放流水質基準 (坂井市下水道条例)	アンモニア性窒素 . . . 240mg/ℓ以下 PH . . . 5を超え9未満 BOD . . . 220mg/ℓ以下 SS . . . 150mg/ℓ以下 ノルマルヘキサン鉱油類 . . . 5mg/ℓ以下 ノルマルヘキサン動植物油類 . . . 30mg/ℓ以下

収集及び運搬の状況

令和4年4月現在の収集及び運搬体制

収集及び運搬体制		
廃棄物の種類	し尿	浄化槽汚泥
収集区域	あわら市・坂井市全域	
収集形態	許可（許可業者6社・R4年度～R5年度）	
収集日	月～金（土日祝日年末年始休み）	
収集方法	各戸収集方式	
収集車両台数	許可車両 10台	
汲取代金	167円/18ℓ（税込） 広域連合条例に規定	各社毎に設定 条例による定めなし
施設使用料金	4t 車1台 — ￥660（税込） 2t 車1台 — ￥330（税込）	

許可業者と営業区域

令和4年4月現在の許可業者と営業区域

許可業者名	代表者名	し尿営業区域	汚泥
(株)相互環境公社	前川浩一郎	春江町一円	
(有)丸岡環境社	渡部喜春	丸岡町一円	
福井環境事業(株)	二木和則	春江町・坂井町一円	
		丸岡町一円	
栄衛生社	秋田正春	丸岡町一円	
ヤスダ(有)	吉澤孝志	丸岡町一円	
(有)坂井清掃	海田貴裕	あわら市一円・三国町一円	

浄化槽の各種許可について

- ・浄化槽清掃業 — 市町村長（坂井地区広域連合長）
- ・浄化槽保守点検業 — 県知事
- ・し尿収集業 — 市町村長（坂井地区広域連合長）

代官山斎苑・墓地の概要

施設の名称	代官山斎苑・墓地
施設の位置	斎苑：福井県坂井市三国町池上第87号17番地 墓地：福井県坂井市三国町池上第87号42番地
施設建設着工	平成17年3月
施設竣工	平成18年1月17日
業務開始	平成18年1月18日
建設費	768,375,000円
敷地面積	7,454.36㎡ (延床面積1,341.66㎡)
火葬炉数	4基 (台車式寝棺炉)
火葬件数	通常 5件/日 緊急時 16件/日
施設の設計・施工・監理	設計・監理：(株)宮本工業所 施工：三越建設(株)巴建設企業共同体
管理運営体制	指定管理者による管理運営：(株)法美社 坂井支店 委託期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日
墓地貸付事業	<p>墓地用敷地面積：51,563㎡ 造成面積：24,909㎡ 全区画数：1,383区画</p> <p>第1期造成地・・・426区画 工期 昭和48年4月1日～昭和50年3月31日 総事業費 165,676,000円 3㎡ 131区画(3) 4㎡ 187区画(16) 6㎡ 108区画(6)</p> <p>第2期造成地・・・416区画 工期 昭和63年9月8日～平成元年3月15日 総事業費 43,000,000円 3㎡ 188区画(4) 4㎡ 106区画(3) 6㎡ 122区画(2)</p> <p>第3期造成地・・・541区画 工期 平成9年7月15日～平成10年3月31日 総事業費 102,647,000円 4㎡ 294区画(19) 6㎡ 247区画(46)</p> <p>()内は、令和4年3月31日現在の残区画数</p>